

大分市省エネ家電購入促進事業及び大分市宅配ボックス設置助成事業
に係る申請受付等業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

大分市環境対策課

1. 趣旨

この要領は、大分市省エネ家電購入促進事業及び大分市宅配ボックス設置助成事業に係る申請受付等業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

大分市省エネ家電購入促進事業及び大分市宅配ボックス設置助成事業に係る申請受付等業務委託

(2) 業務の目的

本事業は、省エネ性能に優れた家電製品等を購入した大分市民に対して、購入費の一部を支援することで、エネルギー原油価格・物価高騰による家計負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、省エネ効果の関心を高め、以降の自主的な行動につながるような機運を醸成していくことを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、以下の①②③の事業から構成され、詳細は「大分市省エネ家電購入促進事業及び大分市宅配ボックス設置助成事業に係る申請受付等業務委託仕様書」のとおり

① 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）購入促進事業（店舗値引き方式）

② 省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業（ポイント等付与方式）

③ 宅配ボックス設置助成事業（ポイント等付与方式）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

(5) 提案限度金額

本業務の提案限度金額は、102,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

委託料のうち、ポイント等交付額については、32,000,000円以上を確保するものとし、実績に応じて変更するものとする。

ポイント等交付額の内訳は、次のとおりとする。

省エネ家電（LED照明器具）購入促進事業：30,000,000円以上（非課税）

宅配ボックス設置助成事業：2,000,000円以上（非課税）

3. 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 市長が地方自治法施行令第167条の4第2項の各号いずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3年を経過した者であること。

(3) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成21年大分市告示第553号)若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成12年大分市告示第477号)に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号)に基づく排除措置期間中でないこと。

- (4) 参加表明書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実または銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、JIS Q27001 (ISO/IEC27001) 又はプライバシーマークを取得し、現在も保持していること。

4. 募集及び選定スケジュール

手 順	日程 (期限等)
実施要領等の交付開始	令和8年3月23日(月)
質問書の提出期限	令和8年4月1日(水) 午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和8年4月7日(火)
参加表明書の提出期限	令和8年4月9日(木) 午後5時15分まで
参加資格確認結果通知	令和8年4月10日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年4月16日(木) 午後5時15分まで
プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和8年4月21日(火) (予定)
結果通知	令和8年4月21日(火) 以降
契約の締結	令和8年4月下旬

5. 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、公募型プロポーザルに関する質問書(様式第5号)により、FAX又は電子メールで受け付ける。

(1) 提出期限

公告日から令和8年4月1日(水) 午後5時15分まで
提出期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 回答

令和8年4月7日(火) までに大分市ホームページ上で行う。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行う。また、回答は実施要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

(3) その他

FAX又は電子メールにて質問書を提出した場合は、提出後、本市担当者に電話にて着信確認を行うものとする。

6. 参加申請手続

本プロポーザルに参加する者は、以下の書類を令和8年4月9日(木) 午後5時15分までに、持参又は郵送(必着 書留郵送に限る)にて提出すること。

(1) 提出書類一覧

番号	提出書類名	提出上の注意
1	大分市省エネ家電購入促進事業及び大分市宅配ボックス設置助成事業に係る申請受付等業務委託 公募型プロポーザル参加表明書【様式第1号】	印鑑は実印を押印すること(法務局が証明する代表者の印鑑)。ただし、大分市競争入札参加資格を有している者は、大分市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	誓約書【様式第2号】	同上
3	参加事業者の概要【様式第3号】	
4	同種業務の実績一覧【様式第4号】	
5	直前2年度分の財務諸表類(貸借対照表及び損益計算書の写し)	直前2年度分の決算書の写しでも可
6	印鑑登録証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書(発行後3か月を超えないもの)
7	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3か月を超えないもの)
8	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明を添付すること(発行後3か月を超えないもの) (ア) 大分市で課税がある場合(大分市に本店・支店・営業所等がある場合) 大分市が発行する完納証明書 (イ) 上記以外の場合 本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書
9	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (未納の税額がないことの証明)その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書(発行後3か月を超えないもの) 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること
10	共同企業体で参加の場合 (ア) 共同企業体届出書兼委任状【様式第7号】 (イ) 共同企業体協定書	
11	提出書類チェックリスト	提出書類をチェックすること 提出書類の先頭に添付し書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

※ただし、参加表明時点で大分市競争入札参加資格を有している者は、番号2及び5～9の書類の提出を不要とする。

(2) 提出部数 各1部

(3) 参加資格確認結果の通知

参加申請者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、参加資格確認結果を令和8年4月10日(金)に電子メールにて通知する。

※参加表明者が多数の場合は、実績等を考慮して参加者の事前選考を行う場合がある。

7. 企画提案書等の受付

企画提案書等は以下に従い、令和8年4月10日（金）から令和8年4月16日（木）午後5時15分までに、持参又は郵送（必着 書留郵送に限る）にて提出すること。

※郵送で提出する場合は、提出後、本市担当者に電話にて着信確認を行うこと。

※持参又は郵送で提出後は、速やかに提案書一式のデータを電子メールにて提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第6号）【正本】1部 【副本】8部

② 企画提案内容（任意様式。ただし、原則A4判の両面印刷、40ページ以内とする。）【正本】1部 【副本】8部

企画提案内容は、別紙仕様書、審査基準を参照の上、次の事項を含めて作成すること。

(ア) 事業実施にあたっての基本的な考え方

- ・仕様書の趣旨を踏まえた、業務の実施にあたっての基本的な考え方
- ・業務全体の実施フロー

(イ) 提案者の概要及び実績

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制などを記載すること。

- ・受託者としての専門性・ノウハウ
- ・類似事業の業務実績

(ウ) 業務実施体制

- ・本業務を実施するにあたっての人員配置（担当者のノウハウ、スキル含む）、責任体制
- ・問い合わせ対応体制及び運営方法
- ・事務局・店舗・市民それぞれの間で起こり得るトラブルを未然に防ぐ工夫
- ・業務に関する全体スケジュール

(エ) 店舗値引き方式の実施計画（エアコン・冷蔵庫）

- ・申請に対する審査体制（不備対応含む）及び専用サイトシステムの内容及び維持管理方法
- ・事務処理のチェック体制・事故防止対策
- ・補助金の予算執行状況の日次管理・報告の仕組み、予算到達時の対応
- ・補助金の交付申請受付・審査等の仕組み
- ・不正防止措置
- ・参加店舗の募集及び登録方法、店舗への事業説明方法
- ・登録電器店との連携方法

(オ) 対象者へのポイント等交付関係（LED照明器具・宅配ボックス）

- ・申請に対する審査体制（不備対応含む）及び専用サイトシステムの内容及び維持管理方法
- ・事務処理のチェック体制・事故防止対策
- ・還元原資の還元状況の日次管理・報告の仕組み、予算到達時の対応
- ・ポイント等交付申請受付・審査・付与の仕組み
- ・不正防止措置
- ・交付することができるポイント等の種別
- ・ポイント交換未完了者への対応

(カ) 周知活動

- ・店舗への事業説明、サポート体制
- ・市民向け周知・広報、普及啓発の方法

(キ) セキュリティ確保

- ・個人情報保護の取組
- ・システムのセキュリティ確保の取組

(ク) 見積額（業務に要する経費及びその内訳）

(ケ) その他事業の目的を達するために有効な事項

③ 参考見積書（様式任意） 【正本】1部 【副本】8部

経費見積りは、積算根拠を明記し、業務内容別の内訳を添付すること。

見積額は、消費税及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。

④ 参加者の概要がわかる資料（任意様式。会社概要パンフレット等） 【正本】1部 【副本】8部

8. 受託候補者の選定方法等

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、大分市省エネ家電購入促進事業及び大分市宅配ボックス設置助成事業に係る申請受付等業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、原則として提案事業者の出席による審査を行う。

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

① 実施予定日：令和8年4月21日（火）

※詳細な時間帯等については、「参加資格確認結果」とともに、令和8年4月10日（金）までに通知する。

※プロジェクト及びスクリーンについては、市が用意することとする。

② 出席者：総括責任者又は主任技術者を含めた3名以内

③ 内 容：提出された企画提案書を使用し、内容の説明（20分以内）及び質疑応答で行う。

(2) 審査方法

① 別紙の審査基準に従い、審査会において提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、審議の上、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。

② 提案者が1者であっても本選定を実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を受託候補者とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年4月下旬に参加者に通知する。

なお、審査結果に関する質問については回答しない。

(4) その他

(1)、(2)に掲げる内容は予定であり、申込状況等により変更する場合がある。

9. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 本実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、委託者が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) その他、選定委員会が不相当と認めた場合

10. 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、本プロポーザルにおける見積額に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

なお、当該協議において本市が本事業の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、その全部又は一部に係る経費を契約金額に含むことがある。

(2) 契約内容

契約内容は、本プロポーザルにおける仕様書、受託者から提案された企画提案書等の内容に基づき、本市と受託者とが協議のうえ決定する。本プロポーザルにおいて受託候補者自身が提案した内容（仕様書内の提案内容）については、実現を確約したものとみなす。

なお、上記(1)と同様、本市が本事業の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、全部又は一部の項目を契約内容に含むことがあり、その場合には当該項目についても同様とする。

※協議が整わない場合、8の選定結果において次点の者と協議することがある。

(3) 特記事項

本プロポーザルにおいて受託者が提案した内容（仕様書内の提案内容）の実現に当たり、追加費用及び別途費用が生じた場合は、全て受託者の負担とする。

なお、上記(1)及び(2)のなお書きのとおり仕様書外の追加提案の全部又は一部を含む契約を締結する場合は、当該項目の実現に係る追加費用及び別途費用についても同様に取り扱う。

11. 委託業務の一括再委託の禁止

委託業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で、必要と思われるものについては、市と協議の上、委託業務の一部を委託することができるものとする。

12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、委託者からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は大分市に帰属する。

- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において委託者が複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 1者1提案とし、複数提案を禁止する。
- (9) 提案書等に記載されているすべての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、委託者と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (10) 提出書類の記入において、大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）又は大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）に規定する有資格者は、大分市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は受任者情報を記入すること。
- (11) 募集及び契約は、大分市の都合により中止することがある。また、本事業について、令和8年度当初予算が議決されない場合は、本業務提案募集に係る手続はなかったものとする。その場合においても、提案者が当該応募に要した経費及び提案者が被る損害については、大分市は一切賠償しない。
- (12) 本実施要領に定めるもののほか、必要事項については委託者が定める。

1 3. 問い合わせ先及び提出先

〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

大分市 環境部 環境対策課 脱炭素社会推進室

【TEL】 097-529-7243（直通）

【FAX】 097-538-3302※令和8年4月1日（水）以降は097-534-6252

【E-mail】 datutanso@city.oita.oita.jp

※書類持参の場合は、土日祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分の間に受け付ける。